序論

去年の冬、北海道のリゾート地やリゾート地周辺の別荘地が中国資本を主とした外国資本に買い漁られていると聞き、去年冬に北海道に帰省した時、空港やスキー場などで、これまでより外国人観光客の人数が増えていることを実感したため、今学期の社会レポートのテーマとすることを決めた。

最近、日本の土地が中国資本にたくさん買われておりそのうち、日本の土地はなくなるのではないか、と外国資本に購入された土地の多さや、日本の土地管理の甘さが話題になったことがあった。しかし、日本は土地の管理をそこまで厳しくしておらず、登記所で書かれた登記書類がそのままフォルダーに挟まれて二度と日の目を見ることがなかったり、購入後登記は任意で、誰かに証明する必要がない場合は登記しなくてもよかったり、所在地不明の外国資本の企業に購入された土地から固定資産税などの税金を徴収できなかったりと、システムにいろいろな不備が存在する。

また、最近外国資本の土地買収に制限をかけなくてはそろそろまずいのではないか、という話の流れで土地基本法が改定されたのだが、言葉の言い回しが変わったのみで、大した効果はない。そんな日本はなぜ規制をかけないのか、どのようにして国土を守るのか、このレポートでみていく。

第一章第一節では、外国資本による日本の土地の買収の現状を購入目的とともにみる。

同章第二節では、外国資本によって購入された土地がどのように国に管理されているのか見る。

第二章第一節では日本においての‘土地’の扱いを法令などからみる。

同章第二節では、ドイツやイギリス、スイス、オーストラリア、中国など、各国の外国人の土地購入に対する規制をみる。

同章第三節では、なぜ日本は規制に踏み切れないのか、理由を見る。

第三章第一節では、購入時の利用目的が「不明・未定」、「資産保有」といったところは実際にはどのように使われているのか推測してみる。

同章第二節では、規制がほとんどなかったオーストラリアがどのように規制に踏み切ったかみる。

同章第三節では、日本で有効と思える規制の仕方を考え、今後の日本はどのようにするべきなのか考える。

第１章　外国資本による日本の領土買収の現状

第１節　外国資本による日本の土地の購入の総数と国別内訳

土地の種類は、住宅地、農地、工業地、用水路地、森林、などなど36種類ほどあるそうだが、筆者が今回扱うのは、森林だ。なぜ森林の買収か。それは、広大な森林を買収することで、その内部で何が行われているのかわからない、誰が買い取ったのか、何目的なのかよくわからない森林が増加しているからだ。これは、森林に限らず、農地や、住宅地にも言えることなのだが、森林はその傾向が顕著で分かりやすいからだ。

まず、日本の国土面積は、2023年現在37万8000km2だ。(1)

次に、日本の森林面積は、現在25万481km2(国土約66%)、このうち、国有林は7万5800km2（森林全体の30%）、外国資本所持率は、84.6km2 (8458ha)（森林全体の0.1%/国外在住と国内在住を合わせた）(2)。このデータは、平成18年~令和3年までの統計で、また、令和2~3年の間で252haの買収が進んでいる。これを単純計算するとあと100年で、外国資本の持つ森林面積は、252 km2となる。このまま規制をしなかったとしたら実際には、353.6kmでは済まないだろう(図1)。ちなみに、現在の外国資本保有面積84.6 km2というのは、山手線の内側と大阪環状線を合計した面積（93km2）に少し足りない程度だ。

図2、図３を見てほしい。この図は、北海道庁が毎年更新している外国法人に買収された土地の統計情報をもとに作ったグラフだ。図3からわかるように、明らかに買収ペースは加速している。コロナ禍になってから少し落ち着いたものの、今後も劇的なスピードで買収が進むことと考えられる（図2）。

　次に、令和2,3年の二年間の森林買収の詳細なデータをもとに、取得者の住所地と利用目的を見る。(表1)

　見てわかるように、取得者の住所地は、件数でみると中国が最も多く8件。次に英領バージン諸島。英領バージン諸島の法人が南魚沼に46haもの土地を買っているとは、何のためなのだろうか。小さいスキー場一つ分くらい作れそうだがありきたりな“資産保有”で済まされている。また、アメリカの法人が三田市に買っている133haの土地なども太陽光発電のソーラーの寿命が来たらどのような土地へと姿を変えるのかわからず不安だ。

　登記登録時の利用目的を見る。この年度では、未定と資産保有が最も多く、これもまた今後どう使われるか不安な土地である。

このようなデータがほぼ毎年、北海道庁と林野庁から更新されるのだが、森林買収時に登記していなくて、所有者不明や所有者の国籍不明、などと明らかに政府の管理のずさんさが原因と思われる状態も見えてくる。これについて第二節でみる。

第２節　購入後の利用の把握できない現状について

政府の管理のずさんさが原因で現状が把握できず、混乱したことの例として、“帯広南の丘　スイス牧場“（以下スイス牧場）があげられる。

スイス牧場は、宮本雅史・平野秀樹の『領土消失』で取り上げられ、中国人に買収されたのではないかと騒がれたところだ。なぜ騒がれたのかというと、そこの土地が買収された後、整備されることもなくその土地に草木が茂りっていたのに、2018年ごろになって、車の出入りが増え、急に開発が進んでいた。また、そのスイス牧場のことを帯広市農政課やJA帯広かわにし、帯広大正農協に連絡しても、どれも把握していないことから、裏で何か行われているのではないかと言われ、日本人名義で買われているこの土地は実は中国人が所有しているのではないか、とさえも言われた。しかし今ではスイス牧場は日本人が経営しているそうだ(3)。

この騒ぎの原因は何だったのか。それは、どんな目的でも誰でもどんな場所でも金さえ払えば土地を購入できる、そして、その購入の実態を政府が把握できるようになっていないことだ。現在、登記は必須となっていないことだ。

今回のことは何もなかったからよいものの、何かあってからではもう遅い。この何か、とは例えば自治区の形成が行われたり、そこが犯罪の温床と化したり、違法にチャイナタウン化され、日本人立ち入り禁止区域が形成されたり等ということだ。

また、先ほど述べたような、所有者不明、利用目的不明、所有者住所不明、国籍不明、などという悲惨な土地は、所有者不明土地と呼ばれている。そして、この面積は国土の22%を占めている。まだ買収率が国土の0.06%の森林の心配をしているよりも、この利用者不明土地のほうがよっぽど問題だが、この問題には一応答えが出ている。所有者不明土地は、相続人が明らかでないものも含まれており、そのような土地を国庫に帰属させ、その後すべての人が購入可能な状態にすることで買い手が付きやすく、お金と土地が循環するシステムを構築したようだ。

だが、この解決方法にも問題が残っている。それは、“誰でも購入可能”ということだ。国籍問わずに購入できる、フリーさを漂わせる日本の不明な土地の売買に関する仕組みは、ここにもあった。

次章では、日本はどのような考えで土地を扱っていて、なぜそこまで管理に力を入れていないのか、法律や条約、各国から学ぶべき点について見る。

第２章　なぜ日本は規制に踏み込めないのか

第１節　日本における“領土”とは

日本の土地の売買の管理が甘く、実態が把握できないことが分かった。本節では日本は土地をどのように扱っているのか見る。

まず、日本国憲法を見る。第二十九条には、こう書かれている。

「第二十九条　財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」(4)

ここで、戦前の大日本帝国憲法を見てみる。

「第二十七条

　　日本臣民は、その所有権を侵されることはない

　　公益のために必要な処分は法律の定めるところに依る」（筆者訳）(5)

とある。ここで重要なのは、主語が日本国民か、不特定多数かの違いだ。この記述により、国民・外国人問わずだれでも土地を所有でき、それを侵されることはない、ととらえられてもおかしくない。大日本帝国憲法で「日本臣民ハ」と記載されていたものが、日本国憲法に移行してからは「何人も」になっているケースが多い。これもGHQの陰謀なのだろうか。この憲法第二十九条が購入に制限をかけない、またはかけられない状態を作り出している。このような憲法を作ってしまったからには、見境なく外国人や外国資本に土地の買収をされてしまっても仕方がないものである。

　次に、GATS（サービス貿易にかかる一般協定）(6)での日本の取りまとめを見る。

　ここで、1996年に日本はGATS加盟国160か国以上を相手に「外国人等による土地取引に関し、国籍を理由とした差別的規制を課すことは認められない。」という約束を交わしている。GATSにて3割ほどの国が外国法人による不動産売買を制限付きで許可するとしているが、自由に土地を売買してよい、としたのは日本のみである。(7)これらのことから見えてくるように、日本は、外国資本や外国人からの土地買収を規制するつもりはなく、むしろ解放しているのである。

　実は大正十四年法律第四十二号「外国人土地法」がまだ有効だ。この法律は、主語が帝国臣民であるところからして戦前の法律のにおいを漂わせているのだが、実は大切なことが書かれている。この法律は、「国防上必要な土地以外は外国人にも購入できるように規制を緩和する代わりに海外での日本人の土地取得の権限を認めてほしい」というものだ。この相互作用で、海外出の土地の自由な取引が不可能ならば、日本も規制を導入すればいいという考え方もできるが、GATSで宣言してしまっている限りは、規制の導入などできないのである。

また、さりげなく次のようなことが書かれている。第四条「国防上必要ナル地区ニ於テハ勅令ヲ以テ外国人又ハ外国法人ノ土地ニ関スル権利ノ取得ニ付禁止ヲ為シ又ハ条件若ハ制限ヲ附スルコトヲ得

前項ノ地区ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス」(8)つまり、「国防上必要な範囲に関しては勅令にて規制あるいは購入禁止することができる。」ということだ。この法律は一見有用そうだが、緊急時を除いて、これも同じくGATSでの宣言を取り消さない限り自由に適用することはできない。この法律の緊急時とは、戦時下などの緊急時、あるいは国連憲章上の義務に基づきとられる措置に当てはまることである。(9)

　このように、日本は国籍・購入目的・立地条件関係なく購入できる、不動産に関してフリーすぎる国である。次節では世界各国の領土の扱いを見る。

第２節　世界各国の“領土”とは

表2をもとに世界各国の外国人の土地所有規制についてみていく。

各国、何かしらの規制があるのだが、最も多い規制は、原則所有不可だ。政府や州の許可を得て、所有権ではなく使用権を得る、というものだ。

また、軍用地周辺や特別な土地の購入を抑制するものもある。イギリスでは、購入・所得制限自体は比較的優しいのだが、OS地図(10)と呼ばれる陸軍作成の狂いのない、正確な地図があり、そこに所有者の情報が登記されている。中国・フィリピンでは、外国人の土地購入不可能で、一定期間の使用権を得ることしかできない。どうやら、マレーシアは一部区域の土地は、国籍関係なく自由に売買することができるようだ。この場合は、永住権を獲得できる。しかし、自由な区域の範囲外だと、所有権のみの獲得となり、99年間の契約となる。また、金額の下限がある。100万リンギット(約2700万円)以上の物件でないと、外国人は売買不可能だ。

このように、それぞれの国が、その国なりに対策を行っているのだ。

３節　条約改正になぜ踏み切れない？

　日本は、この国の領土が驚くべき速さで買収されていっていることに当然、気が付いていないわけではない。

このことが問題だとわかっているため、国会でもたまに取り上げられ、そして10年間毎回「現在検討中です」で逃げ切ってきた。

　これは、日本政府としては頑としてかかわりたくない問題だし、先延ばしにして後々しわ寄せがきてもいい、とにかく逃げ切ろうという思いの表れだ。

　なぜ、そんなにもかかわりたくないのか。その理由は、GATSで表明してしまった以上、取り消すには多くの同盟国に対する補償金と、他国との2国間条約を結んでいる場合はそれに対する補償金が必要で、そのうえ、円滑で平穏な国交を保つためには、代替え案やなどの交渉が必要だ。この条約改正の為の補償金は、とてつもない額に及ぶのだろう。ただでさえ人口が少なく、国費がかつかつの日本の財政にさらなる負担をかけることになる。自分が国会議員・総理の時にそんなことはやりたくない。もし失敗したとき袋叩きにされるに違いない。というのが国の考えだ。

　しかし、このまま国の領土の買収が進み、もし国土の一部を集中的に購入され、自治区が設立されても、日本政府は何も言うことができないだろう。そして、その後も買収に歯止めがかからず、国土の半分以上が外国資本の持ち主である、となってしまったら、その時日本が被る損失額は恐ろしいほど膨大な金額になるだろう。

　どちらがいいか考えたら、いつかは条約や法令の改定を行わなくてはならず、利害を比較すると条約改正のほうがいい気がするのだ。しかしそれが国にとって大きな負担であることも理解できる。これらのことから、どのようにして海外資本による買収を抑制したらよいのか次章で考える。

第３章　日本における外国資本による土地買収の規制方法

第１節　購入者の本当の目的は？

先ほども述べたように、日本の登記登録は任意であるし、形骸化したものだ。中国系の不動産会社の人が、日本の不動産を紹介するときに、登記に記入するときは、購入目的を「別荘開発」、「不明・未定」、「資産保有」、「住宅保有」とし、購入団体を「日本国内に子会社の日本法人を作り、所有代表者名を日本人名義にしておけば何も問題もない。」と言っているそうだ(11)。

また、メガソーラーをやりたいから協力してくれと市に言い、災害危険個所を含む254haを調達し、その後一時的に稼働したものの、その後運転が止まっており、伐採後放置されたままの危険個所の保護などはされず、どのように使われているのかわからないことすらあった。現在はその会社は関西圏内の他法人に吸収され、移転したそうだが、詳細は明らかになっていない。(12)

登記に実際に記入された利用方法以外の目的で利用されているのは明らかなので、実際にどのような場所が購入されたか地図で表してみた。

図3が2020年と2021年のデータを地図上で表したものだ。詳細な住所までの公開ではないため、その町ごとにピンがまとまっているが、大体内陸部で、しかしそれほど交通の便が悪いわけでもなく、また、川などの水資源もあるところなのだ。海外資本による土地買収が始まってからよく、日本の土地を大規模に購入してそこに中国人限定のリゾートやゴルフ場を作り、中国人の別荘化するが、日本人は立ち入ることができず、何が行われているのかわからない。そして、気づいた時にはチャイナタウン化していた。なんてことになりかねない。もっとも、日本は水資源が豊富なため、あちこちに水源や潤沢な川があるため、一概に別荘地開発し、チャイナタウン化するつもりだ、とは言えないが。

また、もう一つ気になるところがある。それは、買収箇所が北海道に集中していることだ。これまでにほかの企業が買ったところや、仲間が買ったところを共有しあい、広大な別荘地やリゾートスキー・ゴルフ場でも作る気なのかと思ってしまう。

次節では、オーストラリアの事例をみて、オーストラリアがどのような対処方法をとったのか日本のとるべき道とともに考える。

第２節　オーストラリアの対処方法

大規模な買収が行われているのは日本のみではない。オーストラリアは日本の事例に似ているそうだ(13)。どう似ているかというと、もともと規制が緩く、一大事になってから規制を始めたことだ。中国のチャイナ・ブルームという不動産会社がケスウィック島の2割の土地を買い取り、島の桟橋の使用を禁じ、島への立ち入り禁止を宣言するなどもしていたそうだ(14)。この時、オーストラリアは、FIRB(外国投資審査委員会)(15)という機関の許可を得なければ、外国人はオーストラリアの土地を買うことはできない、とし、また、2020年改定のForeign Investment Reformでは、一度FIRBの許可を得た企業に対し、その企業が行っていることが国益に反していないのか再び審査することができ、場合によっては許可を取り消すことができるとしている。(16)

もともとは、オーストラリアも無防備な状態でいたが、GATSなどで大量の国に対して土地を自由に買って下さい、と表明していない分比較的早いうちに法律改正ができたようだ。チャイナ・ブルームの一件からたったの七か月である。

第３節　日本はどうするべきか

七か月で方向転換できたオーストラリアと十年以上先延ばしにしている日本。この差は、やはり不動産売買に伴う目先のみの利益追求と、GATSや二国間条約などで自由に購入することを許可していることのようだ。どうやら一つ目の問題はすぐに解決できそうだ。土地を買わせてそこで金をとるよりも、日本人が持つ日本の土地として置いておくほうがずっと安全だし、納税がスムーズにいき、徴収しかねることが少ないからだ。大規模な収入減に追い込まれる組織もあるだろうが、それは地方自治体と対外国人不動産屋だろう。その程度の損失は寛大な心で受け止めていただきたい。

厄介なのは、二つ目の、各国と結んでいる条約に対してどうするかだ。

やり方は四通りある。

まず一つ目、GATSで表明した約160か国に対して補償金の支払いと、調整をする。

二つ目、このまま何もしない。日本の土地が“緊急事態“になり、外国人土地法を行使してもよいと国会や内閣で判断されるまで待つ。

三つ目、国内の土地管理システムを強固にしたうえで、規制を徐々に導入する。

四つ目、GATSから去る。

当然三つ目なのだが、一つ目ができるのならば十年間もこの問題を放置しないだろう。

二つ目、これまでと同じ行動をとることを意味している。

四つ目は、極論を言うならばその通りなのだが貿易大国日本にとってそんなことはしたくないはずである。それこそ大幅な収入減だ。

そこで、関係国からの共感や同意を得つつもそれとなく規制を厳しくしていく方法が最も有効と考えた。

ここから先は、筆者の意見だ。

現在日本には何の制限も存在しないし、実態の把握ができない。そのため、現在任意の登記登録を必須とし、また、何ヘクタール以上の土地を購入するあるいは森林を購入する場合は外国法人・国内法人関係なく政府の審査を受ける必要があるとする。

この時点では、土地購入に対する審査は入っているが、国籍にとらわれた規制などのGATS条例違反はしていない。

そして、毎年登記に基づいて外国法人と国内法人に買収された土地の実数を公表し、また持ち主不明で数年間人の出入りが見られないいわゆる所有者不明土地を一度国の所有物とし、これもほかの土地と同じように一定面積以上の購入に対する審査を入れる。

国内における土地管理を安定させたのちイギリスのOS地図のようなものを作り、それらの”正確な”情報をもとにどのような制限が我が国において必要なのか、有効なのか、ということを考え、その後もし現在GATSで宣言している日本の土地買収に対する態度が枷としても、改正しなくてはいけない部分が最小限に抑えられるだろう。しかし、そこに至るまでには莫大な労力と金と時間がかかる。OS地図のようなものが完成したころには地図上のほとんどの土地が外国法人所有、などとなっていないことを祈るしかない。

結び

第一章では、外国資本による土地買収の現状を、外国資本による森林の買収量や、場所、国籍などを見、また、日本の土地管理のずさんさをスイス牧場の例をもとに見た。

第2章では、国ごとの“土地”の解釈の違いや、解釈の違いでは済まされない日本の土地管理のずさんさや、耳を疑うようなGATSでの宣言を見た。つまり、日本は目先の金を追い求めすぎて後々恐ろしいことになってもいいと考えているのだ。これはこの土地買収の件だけではない。これまでに、幾度となく、その時に利益だけを追い求めたことでその後大きな破綻が起こるということが繰り返されてきた。

第三章では、今の日本に違い状況に置かれていたといわれるオーストラリアがどのようにその窮地から脱したのか、何かまねできることはないのか、探った。

日本は、これまでに幾度となく、その時に利益だけを追い求めたことでその後大きな破綻が起こるということが繰り返されてきた。例えば、四日市ぜんそくや、ヘドロ公害、東日本大震災による原発事故の隠蔽など、様々なことをやってきている。

今やもうどうしようもない話だが、その時どんなに儲けたとしても、その付けを払わされるのは2,3世代後なのだということを深く記憶に刻み込んだうえで、条約や法律を決めるときにはもう少し慎重に考えていただきたい。

また、外国法人による土地買収は日本人名義での購入や、日本に拠点を置いた海外法人など、表面化しない買収も存在する。このレポートを書くにあたって様々なデータを集めたが、具体的な根拠はないが実際には日本企業を装った海外資本の企業や、日本人名義で購入している土地などを合わせると、実際にはこの1.3倍くらいの買収面積なのだろう。水面下で知らぬ間に買収が行われており、気が付いた時にはもう大半は外国資本に覆われている、なんてとても恐ろしいことだと筆者は思う。

日本政府がこれ以上この問題に対する対応を引き延ばしすることなく、対応策を真剣に考えてくれることを願っている。

また、チャイナタウンを作りそこを日本人立ち入り禁止にして、中国の土地…という計画が本当に進んでいるようだ。3,4年前、札幌駅前通りと狸小路にある6か所のビルが再建されたのだが、その数棟の大半は、北海道新架橋華人連合会という組織によって、中華料理店や中華系ドラッグストアなどで占領されている。(17)

今後この問題がどのように進行し、そしていつ、根本を改善することができるのか、このテーマを社会のレポートに選んだからには今後の動向を見届けたい。

注一覧

(1) 外務省HP 「日本の領土をめぐる情勢」　https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/page1w\_000011.html　(令和5年6月4日最終閲覧)

(2) 「外国資本による森林取得に関する調査の結果について」令和4年8月2日更新https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/220802.html　(令和5年6月4日最終閲覧)

(3) 宮本雅史、平野秀樹共著『領土消失』角川新書　2018年pp.70-72

(4) 日本国憲法

(5) 外国人土地法

(6) GATSとは … サービス分野の貿易自由化を進める国際ルール / 1995年発効

(7) 前掲書 宮本、平野　pp.223-227

(8) 外国人土地法

(9) 前掲書 宮本、平野　p.226

(10) OS地図 … 英国陸地測量部によって230年間作られている家一軒単位の地図（6年ごとに更新される）

(11) 前掲書 宮本、平野　p.202

(12) 同上書p.204

(13) 同上書p.217-218

(14) 読売新聞オンライン「中国企業、オーストラリアの島「封鎖」…桟橋の利用禁止や『３日後の立ち退き』要請も」2020年12月3日https://www.yomiuri.co.jp/world/20201203-OYT1T50195/ (令和5年6月6日最終閲覧)

(15) FIRB ... 外国投資審査委員会 / ここで収集されたデータは住宅の場合はATO（国税庁）、農地の場合は財務省が管理する。

(16) Foreign Investment Reform by Federal Register of Legislation

(17) 砂澤陣『北海道が危ない！』育鵬社　2016年　pp.236-237

引用文献等一覧

宮本雅史、平野秀樹共著『領土消失』角川新書　2018年

砂澤陣『北海道が危ない！』育鵬社　2016年

日本国憲法

大日本帝国憲法

外国人土地法

Foreign Investment Reform (Protecting Australia’s National Security) Act 2020

外務省HP 「日本の領土をめぐる情勢」

　https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/page1w\_000011.html (令和5年6月4日最終閲

　覧)

林野庁HP 「外国資本による森林取得に関する調査の結果について」

　令和3年8月3日https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/210803.html (令和5年

　6月4日)

　令和4年8月2日更新 https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/220802.html (令

　和5年6月4日最終閲覧)

北海道庁HP「海外資本等による森林取得状況」令和4年更新

　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80704.html (令和5年6月4日最終閲覧)

Ordnance Survey HP 「OS Open Map - Local」

https://beta.ordnancesurvey.co.uk/products/os-open-map-local

資料

表１　令和2,3年森林買収量



林野庁HP「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」令和3年8月3日更新

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/210803.html

林野庁HP「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」令和４年８月２日更新

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/220802.html

表２　世界各国における土地所有の規制



宮本雅史、平野秀樹共著『領土消失』角川新書 p.214の表を改変

図1　北海道での海外資本による森林買収量変化

北海道庁HP 「海外資本等による森林取得状況」令和4年8月更新https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/80704.html　(令和5年6月6日最終閲覧)

図2　北海道での海外資本による森林買収量変化と今後の予測

同上サイト

図3　 OS(Ordnance Survey)地図 Powered by QGIS

マップ

自動的に生成された説明

Ordnance Survey HP 「OS Open Map - Local」

https://beta.ordnancesurvey.co.uk/products/os-open-map-local

図4　森林買収分布図2021/2022　powered by Google Maps

マップ

自動的に生成された説明

林野庁HP「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」令和3年8月3日更新

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/210803.html

林野庁HP「外国資本による森林買収に関する調査の結果について」令和４年８月２日更新

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/220802.html